

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和4年度）

住 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の12
 事業者名 関西空港交通株式会社
 代表者名 取締役社長 河合 潤二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
EV付き リムジンバス	新型コロナウイルス禍の影響、既存車両の運用状況の見極めから今後の導入計画は順延します。	計画通り「順延」

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
EV付き車両を 運行する路線	車いすの旅客がEV付きバスを利用する際の一連の体制(予約、手配方法、現場取扱い運用)のマニュアルを利用し、乗務員を含む職員への再周知をおこなう。	未実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス(EV付き車両含)を 運行する路線	<ul style="list-style-type: none"> 手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員等が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。 車いすの旅客がEV付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員等がEV装置を作動し、支援(手助け)をおこなう。 	新型コロナウイルス禍の影響がまだ残り、リムジンバス利用者数も復活途中のため、計画内容のような旅客の取り扱いがありませんでした。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス(EV付き車両含)を 運行する路線	当社ホームページを利用した情報提供が基本となるが、高齢者や障害者が使用しやすいかどうか(健常者目線での案内に固守していないか)の検証をおこなう。	前年度に引き続き、ホームページ、関西空港側停留所において、多言語及び車椅子マークで表示、掲出し、情報を継続提供していますが、ご意見等はいただけていません。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の接遇に関する民間資格の取得推進(障がい者が参画する研修の実施) ・接遇研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要職員(乗務員)の「交通サポートマネージャー」講習への参加及び認定証取得に係る経費の一部を当社が負担する。 ・上記講習参加時に障害者の方々との意見交換会に参加する。 ・上記認定証取得者が全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に研修してきた内容を踏まえての講習や当該事業の教育DVDを視聴させる。 ・主要職員対象に「サービス介護基礎講習」を受講させる 	<p>新型コロナウイルス禍の影響がまだ残っていることから、交通サポートマネージャー講習、サービス介護基礎講習、E.Vバスの取扱い作業の再講習は未開催、順延</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>リムジンバス(EV付き車両含)を運行する路線</p>	<p>座席の一部を優先席として、案内やヘルプマークを掲示し周知をおこなう。乗務員を含む関係者に改めて優先席の必要性についての教育をおこなう。</p>	<p>掲示による周知は継続実施。教育は未実施。</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>①自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を営業部で集約し、自社他セクション(営業所・総務)とも共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。(従前から実施済)</p> <p>②当社が代表管理する関西空港側リムジンバス施設(乗降場等)は、関西エアポート株式会社からの賃借物であることから、同社のバリアフリー化構想・計画に則った施設変更に対し、営業部が調整窓口となり連携をおこなう。(同社のバリアフリー化構想・計画が無かったことから未実施)</p> <p>③スマートフォン用アプリケーションソフトの情報掲載画面(ミライロID)の呈示による運賃の割引施策の実施</p>

(3) 報告書の公表方法

<p>自社ホームページにて公表します。</p>

(4) その他

<p>特になし</p>

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備 えたもの		計	うちスロー プ板を備えたも の	うちリフト を備えたも の	計	うちスロー プ板を備え たもの	うちリフトを 備えたもの
前年度車 両数	47	0	0	0	0	0	0	47	47	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開始した車 両数	8	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃止した車 両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	55	0	0	0	0	0	0	55	55	1	1	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	×
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ・・・・輸送人員35万人で× ①中小企業者でない。・・・× ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。・・・×	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。